

○会員証及び司法書士徽章に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第20条第2項の規定に基づき、会員証及び司法書士徽章の交付等に必要な事項を定める。

(会員証及び司法書士徽章の交付及び個数)

第2条 会員証及び司法書士徽章は、会則第5条第2項の司法書士会員（以下「会員」という。）に交付するものとし、その所持する会員証及び司法書士徽章は、各1個に限る。

(会員証の記載事項—その1)

第3条 会員証の記載事項は次のとおりとし、有効期限は発行の日から西暦において最初に到来する5の整数倍の年の7月31日までとする。

- (1) 氏名（司法書士名簿に職務上の氏名の記載を受けた者は、その職務上の氏名を併記）
- (2) 事務所の所在地
- (3) 登録番号
- (4) 生年月日
- (5) 発行の年月日

2 前項のほか、法第3条第1項第6号から第8号までの簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる会員については、その旨及び認定の年月日並びに認定番号を記載する。

(会員証の記載事項—その2)

第4条 会則第5条第3項第1号の法人会員の社員である会員、又は法人会員の使用人である会員については、前条に定める事項のほか、司法書士法人（以下「法人」という。）の名称を記載する。

2 会則第5条第3項第2号の法人会員の社員である会員、又は法人会員の使用人である会員については、前項のほか法人の主たる事務所の所在地を記載する。

(会員証の形状)

第5条 会員証の形状については、会長がこれを定める。

(会員証の記載事項の変更)

第6条 会員は、会員証の記載事項に変更が生じたときは、新たな写真（提出の前3か月以内に撮影されたもので一辺3.5センチメートルの正方形で、無帽かつ正面上半身の背景のないもの）を提出した上で、旧会員証を返還し、新会員証の交付を受けるものとする。

(会員証の再交付—その1)

第7条 会則第21条第1項後段又は第3項の規定により会員証を返還した会員は、業務停止の期間が満了したときは、会員証の再交付を申請することができる。ただし、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる会員は、同条第3項の規定により会員証を返還

した場合であっても、当該法人が簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とせず、自らが簡裁訴訟代理等関係業務を行うため必要があるときは、返還と同時に会員証の再交付を申請することができる。

(会員証の再交付—その2)

第8条 本会は、前条の規定による申請があったときは、返還された会員証を再交付する。

(会員証の更新)

第9条 本会は、会員証の有効期限が到来する2週間前までに、会員に対し、新会員証を交付しなければならない。

2 会員は、会員証の有効期限の1か月前までに第6条に定める新会員証の新たな写真を本会に提出しなければならない。

3 会員は、第1項の新会員証の交付を受け、会員証の有効期限が経過した後、速やかに旧会員証を本会に返還しなければならない。

(会員証の再発行)

第10条 会員は、会員証を滅失又は紛失したときは、その理由を記載した書面を添付して、会員証の再発行を請求することができる。

2 会員は、会員証を損傷したときは、損傷した旧会員証を添付し会員証の再発行を請求することができる。

(発行事務手数料)

第11条 前条の規定による会員証の再発行手数料は、金1,000円とする。

(司法書士徽章の交付)

第12条 司法書士徽章は、日本司法書士会連合会が調製したものを交付する。

2 司法書士徽章の頒布価格は、日本司法書士会連合会が定める頒布価格と同額とする。

(司法書士徽章の交付の特例)

第13条 登録の変更により本会に入会した会員は、前に所属していた司法書士会から交付を受けた司法書士徽章を所持しているときは、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出があったときは、司法書士徽章の交付があったものとみなす。

(司法書士徽章の返還の特例)

第14条 会則第21条の規定にかかわらず、登録の変更により本会を退会するときは、司法書士徽章を続用することができる。

(司法書士徽章の再交付)

第15条 第7条、第8条及び第10条の規定は、司法書士徽章に準用する。

(司法書士徽章の欠番)

第16条 紛失又は損傷した司法書士徽章並びに退会した会員が所持した司法書士徽章の番号は欠番とする。

(会員名簿への記載)

第17条 本会は、会員証又は司法書士徽章を交付したときは、その旨、司法書士徽章の

番号及び交付の事由を、会員名簿の予備欄に記載しなければならない。

(再交付等申請書)

第18条 会員証の再交付又は再発行、司法書士徽章の再交付申請書は、別紙様式とする。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、西暦2019年(平成31年)4月1日から施行する。

2 会員証の有効期限に関する経過措置については、次のとおりとする。

(1) 第3条の規定は、施行日から2020年7月31日の間において、改正前の規程(以下「旧規程」という。)第3条による有効期限が到来する会員証には適用せず、従前の例により有効期限を旧規程に基づき発行した日から5年とする。

(2) 2020年7月31日において、旧規程第3条による有効期限が到来していない会員証の有効期限は、2020年7月31日までとする。

附 則 (令和2年4月18日理事会承認)

(施行期日)

この規程の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(令和元年法律第29号)等に伴い変更した山形県司法書士会会則の施行の日(令和2年8月1日)から効力を生ずる。

附 則 (令和3年10月28日理事会承認)

(施行期日)

この規程の改正は、令和3年11月1日から施行する。

(別紙)

会員証等 再交付 申請書 再発行			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号		第 号	
登 録 年 月 日		年 月 日	
再 交 付 の 事 由			
前に交付を受けた 会員証番号	会 員 証 番 号	第	号
司法書士徽章番号	司 法 書 士 徽 章 番 号	第	号
<p style="text-align: center;"> 会員証及び司法書士徽章に関する規定により 会 員 証 再交付 の を申請します。 </p> <p style="text-align: center;"> 会 員 徽 章 再発行 </p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">事務所</p> <p style="margin-left: 100px;">司法書士名</p> <p style="margin-left: 100px;">山形県司法書士会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 会 長 <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 職印 </div> 殿 </div>			

(注) 1通提出すること。
不要の文字を削除すること